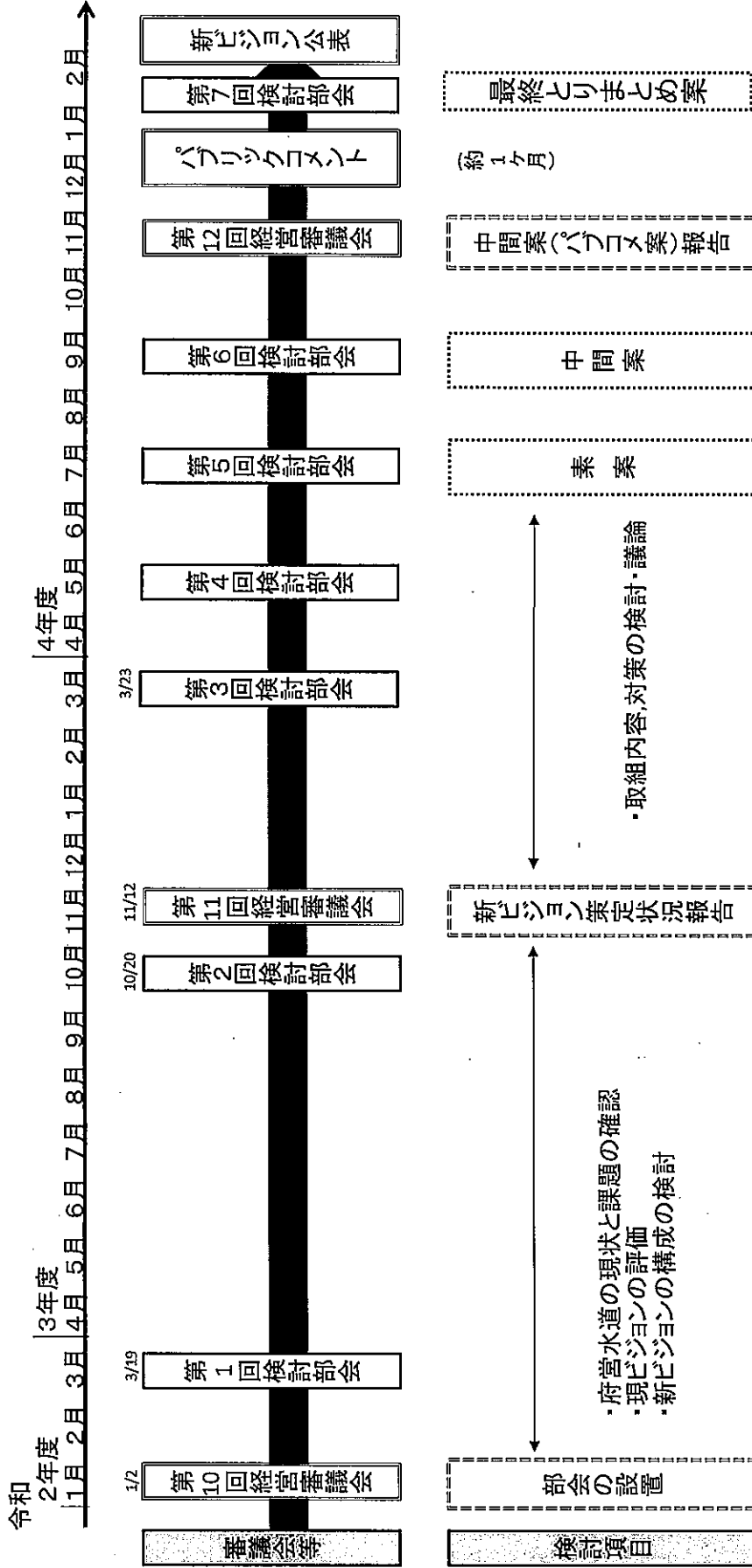


# 京都府営水道ビジョン(第2次)策定スケジュール案



## 4. 新・府営水道ビジョン構成案

I 事業展開の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題認識</li> <li>・基本理念(受水市町と共に、安心・安全な水を安定的に供給し続けられる水道事業を構築)</li> <li>・10年後のあるべき姿</li> </ul>
II 事業展開の基本的な考え方～取組推進時の3つの着眼点～【安心・安全、持続、連携】、計画期間、位置付け		
III 事業目標及び取組方策(●:長期目標、△:計画期間目標)		
安心・安全	●危機管理対策の推進強化	△リスク対策の促進 △災害発生時の対応スキル向上 △応援受援体制の強化
	●様々なリスクに対応する施設強靱化	△管路及び浄水施設の耐震化率の向上 △水道施設整備方針の合意 <b>重①</b>
連携	●安心・安全のための水道システムの充実	△水質リスクへの対応強化 <b>重④</b>
	●既存施設を最大限活用した水道施設の整備	△水道施設整備方針の合意 <b>重①</b>
持続	●経営基盤の強化	△適正な料金水準の維持 △経営形態の検討 <b>重②</b>
	●経営状況の改善	△業務の共同化・広域化など広域連携の推進 △建設負担水量の調整 <b>重③</b> △環境に配慮した経営の推進
IV ビジョンの進捗管理 フォローアップ		令和3年10月20日開催 第2回新・京都府営水道ビジョン検討部会資料 抜粋

### これまでに頂戴した主な意見(R3.11.12経営審議会 ビジョン部会報告より)

#### 事業展開の方向性：10年後のあるべき姿について

◆10年後のあるべき姿(案):府営水道と受水市町双方が将来にわたり持続可能な水道事業を継続していくため、「コストとリスクのバランスのとれた適正な施設規模と配置」の実現に向かって、将来の姿について共通認識を持って施設整備や業務の共同化を進めている。

- ◆ あるべき姿の表現が抽象的であり、もう少し具体的に描いたほうがよいのでは。
- ◆ 持続可能な水道事業の構築には「施設の適正規模と配置」以外の視点もあるのでは。
- ◆ 40年後の見通しは不確実ではあるが、予測するものではなくデザインするもの。長期的視点に立った構想も込められるとよい。

→より具体的に記載できるよう、まずは受水市町との議論を深めることを依頼

#### 事業展開の基本的な考え方、事業目標及び取組方策について

- ◆ この10年間の解決が困難な課題であっても、更に次の10年につながるものとなるように、取組の整理ができるとうい。
- ◆ 料金水準によってリスク対応や取組の充実度が異なってくる。単価上昇の許容範囲内で課題解決するには、取組の優先順位付けが必要。
- ◆ 10年後の目指すべき姿を実現するために目的と取組の関係性を明確にして記載するほうがよい。

→実効性のある取組内容となるよう、今後の部会で検討していく。

## ○京都府公営企業の組織等に関する規程(抜粋)

昭和39年4月1日  
京都府公営企業管理規程第1号  
(略)  
令和2年4月1日企管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例(昭和41年京都府条例第43号)第3条第2項に規定する府民環境部及び建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会及び京都府流域下水道事業経営審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第27条 (略)

(京都府営水道事業経営審議会の会長及び副会長)

第28条 京都府営水道事業経営審議会(以下この章において「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第30条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第31条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第32条 審議会の庶務は、部において処理する。

(会長への委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(準用)

第34条 第28条から前条までの規定は、京都府流域下水道事業経営審議会について準用する。

附 則(令和2年企管規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。